

地域ため池総合整備事業	事業主体 県	所管課班	(計)農村振興課 地域計画班 (実)農村整備課 防災対策班
-------------	--------	------	----------------------------------

趣 旨

近年のため池を巡る状況は、農家の減少・高齢化に伴い、維持管理が疎かになり、防災面での脆弱化やため池の多様な役割の発揮が困難になることが懸念されており、地域住民が参画した地域によるため池の保全体制の構築が必要である。

また、ため池の多くは長い歴史を有し、農業用水の水源として農業の礎を担うとともに、地域文化にも深く関わり、周辺の農地や里山と一体となって多様な生物の生育・生息の場となっており、豊かな自然環境と触れ合い・やすらぎの場、更には環境教育の場など、多様な役割を発揮できる場である。これらの役割を活かしつつ、ため池を核とした農村地域の活性化を図っていくことも重要である。

このようなことから、本事業は、地域全体の防災安全度を効率的かつ効果的に向上させ、併せて地域全体の活性化に資するよう、地域に所在する複数のため池を対象に、地域ため池総合整備計画を策定し、同計画に基づき、防災・減災を核とし、併せて環境・利活用を通じた保全を図るハード・ソフト対策を総合的に実施するものである。

事業内容

1. 調査計画事業

地域ため池総合整備計画を構成する全体基本計画及び整備事業計画の策定並びにこれらの計画の策定にかかる調査。

2. 総合整備事業

地域ため池総合整備計画に基づき実施する次に掲げる事業

(1) 防災・減災対策

- ①農業用ため池の改修 ②ため池機能保全工事 ③ため池下流水路整備
- ④旧農業用ため池の廃止 ⑤防災情報管理システムの整備 ⑥ハザードマップの作成
- ⑦危機管理向上施設の整備

(2) 環境・利活用対策

- ①環境保全・利活用施設の整備 ②水質改善対策 ③安全施設の設置
- ④旧農業ため池の廃止後の用地整備

(3) 保全対策

- ①地域住民参画による保全体制の整備及び活動

事業実施主体

本事業の実施主体は都道府県とする。

採択要件

1. 調査計画事業

地域に所在する複数ため池を対象とする全体基本計画及び総合整備事業のための整備事業計画が策定される見込みがあること。

2. 総合整備事業

地域ため池総合整備計画を構成する全体基本計画に位置付けられ、かつ、整備事業計画が策定されている事業であって、次のすべての要件を満たすこと。

(1) 総事業費がおおむね3千万円以上。

(2) 事業内容の2の(1)の①の事業を1箇所以上実施すること。

(3) 規模別要件

ア 大規模事業

(ア)事業内容の2の(1)の①及び②並びに(2)の②の事業にあっては、受益面積おおむね100ha以上。

(イ)事業内容の2の(1)の③の事業にあっては、受益面積おおむね400ha以上。

イ 小規模事業

(ア)事業内容の2の(1)の①及び②並びに(2)の②の事業にあっては、受益面積おおむね10ha以上。

(イ)事業内容の2の(1)の③の事業にあっては、受益面積おおむね20ha以上。

(4) 事業内容の2の(1)の⑤から⑦までの事業にあっては、被害想定面積の合計がおおむね10ha以上。

(5) (1)から(4)までに掲げるもののほか、農村振興局長が別に定める要件を満たすもの。

負担割合	区分	国	県	市町村	その他	備考
	調査計画事業	50	25	25		
	総合整備事業	50(55)	未定	未定	未定	

() は中山間地域